

令和5年度茨城地方最低賃金審議会  
第1回茨城県最低賃金専門部会議事録

令和5年8月2日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年8月2日（水）午前11時20分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
清山 玲  
野村 貴広

労働者代表委員 大森 玄則  
小坂 祐之  
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光  
澤畑 英史  
水出 浩司

茨城労働局 労働基準部長 稲葉 典行  
賃金室長 川野 義光  
室長補佐 中島 孝紀  
賃金指導官 平戸 直美

#### 議事次第

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会  
茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- (3) 金額調査審議
- (4) その他

中島補佐

ただ今から、茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、専門部会委員全員出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。令和5年度第1回茨城県最低賃金専門部会ですので、部会長並びに部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。審議に入らせていただく前に、稲葉労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

稲葉部長

皆様お疲れさまでございます。労働基準部長の稲葉でございます。本審に引き続いて、専門部会の委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどの本審でもお伝えし、中賃の会長代理からの目安伝達等に関する動画を視聴していただきました。先週7月28日金曜日に中央最低審議会会長から厚生労働大臣あて目安額の答申がされ、本日からこの部会において、本格的な審議をお願いすることになります。最低賃金を決定するに当たりましては、当審議会の意向が大変重要になりますけれども、大切なことは、茨城県の独自性や県の経済、雇用の実態を見極めつつ、目安を十分参酌していただき、皆様のお考えを議論した上で決定していただきたいと考えているところでございます。なお、コロナ禍の状況も落ち着いてきたところでございますが、最近また感染が増えてきています。まだまだ予断は許さない状況かと思えます。それから、いよいよ目安が示されました。答申された目安額は、Aランクが41円、Bランクが40円、Cランクが39円ということでございます。引上げ率に換算いたしますと、Bランクの茨城県の4.39%につきましては、昨年を上回る最大の目安額となっております。中小・零細企業におきましては、エネルギー・原材料価格の高騰による影響、さらに

は、急激な円安と物価の高騰により経営も厳しさを増しているところでございます。また、物価の上昇は労働者の生活にも大きく影響を与えております。このような状況を考えますと、本年の審議は大変厳しいものになると思われま  
す。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、可能な限り全会一致を目指し、例年の発効日に間に合うよう  
にご審議の程よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます  
たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中島補佐

それでは、部会長並びに部会長代理の選出に入らせてい  
ただきます。部会長並びに部会長代理は、最低賃金法第24  
条を準用して、公益代表委員のうちから選出することにな  
っております。事前に公益代表委員による打合せの時間を  
設け、候補者が選出されましたので、ご報告させていた  
だきます。部会長候補に清山委員、部会長代理候補に井出委  
員の名前が挙がっております。お願いしてよろしいでしょ  
うか。

委 員

(異議なしの声)

中島補佐

ありがとうございます。それでは、部会長に清山委員、  
部会長代理に井出委員と決定されました。これ以降の議事  
進行につきましては、清山部会長にお願いしたいと思います  
す。清山部会長、よろしくお願いいたします。

清山部会長

はい。それでは本日から、茨城県最低賃金改定の調査審  
議に入ります。大変厳しい審議になると思いますが、皆様  
のご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたしま  
す。それでは早速、茨城県最低賃金専門部会運営規程  
(案)について、お諮りします。事務局から説明をお願い  
します。

川野室長

専門部会運営規程（案）について、ご説明いたします。お手元の配付資料No. 2、2ページをご覧ください。お示している運営規程（案）は、文字どおり専門部会の議事運営に関して定めたものです。概略要点のみ説明させていただきたいと思います。

第1条は、議事運営に関し、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第2条は、会議の招集等についての規程です。第3条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に通知するとなっておりますが、実務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、会議における公開又は非公開についての規程です。例年、専門部会は、金額審議が中心となることから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性の確保という観点から、ただし書きを適用して非公開としておりますが、7月3日に開催いたしました第一回審議会本審において、ご審議いただいたところでした。第6条は、会議の議事録の作成と議事録の公開、非公開についての規程です。議事録は、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認する。昨年は、第5条の専門部会の公開、非公開と同様の理由により、議事録は非公開とし、第3項により議事要旨を作成しておりますが、これも7月3日に開催いたしました第一回審議会本審において、ご審議いただいたところでした。第7条以降につきましては、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることとなっておりますが、これについては、後ほどお決めいただきたいと思います。以上です。

清山部会長

ありがとうございました。専門部会の会議及び議事録

は、原則公開となっています。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっています。専門部会につきましては、金額審議という観点から、他県でも殆ど非公開としております。茨城県も率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は率直な意見交換などが損なわれる場合があると考えられますので、7月3日の本審で審議したとおり、会議の金額審議の部分は非公開とし、議事録についても金額審議の部分は非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

清山部会長 また、議事録の確認につきまして、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認することになっています。今年度この議事録の確認は、労働者側委員は大森委員、使用者側委員は澤畑委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

清山会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定したいと思います。

続きまして、附則の施行期日につきまして、本日からの施行ですので、令和5年8月2日と入れていただき、(案)を削除してください。それから、運営規程第3条の会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないと書いてありますが、先ほどの事務局のご説明どおり、事務局に連絡をお願いします。

それでは、金額審議を行うにあたり労使双方から金額提

示の基本的な考え方のみ述べていただきたいと思います。

それでは、労働者側からお願いいたします。

大森委員

それでは私の方から、金額提示の基本的な考え方につきまして述べさせていただきます。

先ほどの本審の中でも申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症も5月から5類に移行となりまして、経済活動は確実にコロナ禍から正常化へ進みつつある中、多くの業界では、人手不足が深刻化している状況でございます。こういう中で、連合における2023春闘での賃上げの状況につきましては、30年ぶりの高水準となっております。一方で物価の方が高止まりしており、実質賃金の低下が続いておりまして、未だ物価上昇に賃金が追い付かない状況になっているところでございます。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活を圧迫している状況です。現在茨城県の地賃は911円でございますけれども、全国の加重平均961円と比較しても50円の格差があり、年間2,000時間働いたとしても、年収が約182万円という状況で、ワーキング・プア水準にとどまっています。また、今回ランクの見直しがされまして、4ランクから3ランクになりまして、茨城はBランクのまま変更はございませんけれども、経済実態を示す総合指数につきましては、全国で9番目ですが、地賃の金額は15番目という状況でございます。Bランク内で見ても、総合指数が3番目で、地賃は9番目の金額ということで、北海道を含む6つの県と比べても、総合指数は茨城よりその6つの県は低い状況ですが、地賃は茨城よりも高い金額となっております。特に、お隣の栃木につきましては、経済指標が茨城よりも低い状況ですが、現行の913円で、茨城と2円の格差がある状況でございます。栃木を含む隣接する県をまたいで格差については、労働力の流出にもつながることから、解消しなければならないと考えてございます。従いまして、早期に誰もが時給1,000円の実現

に向けまして、ランク内の格差と近隣県との格差是正を求めていきたいと思っております。私の方からは、以上でございます。

清山部会長      ありがとうございます。それでは、使用者側からお願いいたします。

澤畑委員      はい。使用者側でございますが、本審の方でも述べさせていただきましたが、使用者側といたしましては、物価上昇の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性については理解しております。ただ、昨今の原料・エネルギー価格の高騰で深刻な影響を受けております。特に、中小企業さんにとりましては、急激で大幅な最低賃金の引上げに対応することは厳しい状況であるということもご理解をいただいた上で、我々の方も審議を進めていきたいと思っております。以上でございます。

清山会長      ありがとうございます。ただ今、労使双方から金額提示の基本的な考え方の説明をいただきました。これから、具体的な金額審議に進みたいと思っております。

ここからは、専門部会は非公開となりますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人、退室)

**【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】**